

総務財政常任委員会会議録

令和4年9月15日(木曜日)

鹿 角 市 議 会

出席委員等（6名）

委員長	舘花一仁	副委員長	宮野和秀
委員	中山一男	委員	栗山尚記
委員	安保誠一郎	委員	戸田芳孝

欠席委員（0名）

事務局出席職員

事務局長	佐羽内浩栄	書記	青山智晃
------	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

総務部長	金澤修	総務部付部長待遇	奈良巧一
総務部検査官 兼 契約検査室長	金田一延寿	総務部付次長待遇	木村正樹
会計管理者 兼 会計課長	佐藤千絵子	総務課長	守田敏子
総務課政策監 兼 行政班長	似鳥映	総務課政策監 兼 職員班長	黒沢書彦
総務課危機管理監 兼 危機管理室長	佐藤智紀	総務課政策監 兼 デジタル行政推進室長	黒澤昌基
総務課付課長待遇	本田浩之	政策企画課長	金澤寛樹
財政課長	相川保	財政課政策監 兼 管財地籍班長	佐藤洋輔
監査委員事務局長	畠山修	選挙管理委員会事務局長	相馬天
総務課副主幹	石木田真知子	総務課副主幹 兼 秘書班長	畑澤正樹
総務課副主幹	川上諭	総務課副主幹	木村貴宏
政策企画課副主幹 兼 政策推進班長	田村宏一	政策企画課副主幹 兼 鹿角ライフ促進班長	児玉純哉
政策企画課副主幹 兼 総合戦略室長	成田仁文	財政課副主幹 兼 財政班長	工藤伸哉
会計課副主幹	木村陽子	監査委員事務局副主幹	阿部美紀子
選挙管理委員会事務局副主幹	古川昭子		

午前 10 時 00 分 開会

【開 会】

○館花委員長 委員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまから総務財政常任委員会を開会いたします。

【委員長挨拶】

○館花委員長 本日の会議であります。去る 9 月 2 日の本会議において、当委員会に付託された議案 3 件について、それぞれ審査をお願いするものであります。当局から詳細なる説明を受け、慎重に審査してまいりたいと思います。

ここで、委員及び職員の皆様をお願いいたしますが、会議記録を作成する関係上、発言の際は委員長の許可を得た上で、お手元にありますマイクスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯してから発言願います。

また、発言終了後は、マイクスイッチをお切りくださいますようお願いいたします。

なお、委員長の許可がない発言については、会議記録上、不規則発言として記載されることとなりますので、徹底してくださるようお願いいたします。

【所管事項の報告について】

○館花委員長 それでは、会議次第に従い進めてまいります。

初めに、所管事項の報告を受けます。順次報告を受けた後、項目ごとに区切って質疑を受けてまいります。

それでは、順次報告願います。総務部長。

○金澤総務部長 それでは、所管事項の報告を申し上げます。

報告事項は、大雨被害に関する共通事項が 2 項目と、所管事項が 4 項目ございますが、私からは、共通事項のほか、所管事項の項目 1 と 2 を報告させていただき、その後の項目 3 と 4 については、担当からご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

初めに、他の常任委員会との共通事項であります「大雨による被害状況等」について、ご報告申し上げます。

共通資料 1「令和 4 年 8 月 3 日の大雨による被害状況等について（第 3 報）」をご覧くださいと思います。

前回報告いたしました。それ以降変更があった事項についてご説明申し上げます。

資料の 2 ページ下段から 3 ページ上段にかけて、通行止め路線の状況をまとめております。

3 ページ上段の表の 5 番と 6 番の網掛けをしている市道 2 路線につきましては、橋梁の損傷によ

り現在も通行止めとなっております。

その下の(2)以降は、道路や林道・河川・農作物の被害を、また、次のページの(3)は農業施設等の被害状況をまとめておりますが、被害箇所数及び被害額について、前回の報告から変更はございません。

4 ページ中程の 8 の(4)観光施設であります、湯瀬溪谷散策路の被害額を 129 万 8,000 円と算定しております。

共通資料 1 については以上でございます。

続きまして、共通資料 2「令和 4 年 8 月 9 日からの大雨による被害状況等について（第 2 報）」をご覧くださいと思います。同じく変更があった箇所についてご説明申し上げます。

2 ページの下段から 3 ページ上段において、建物被害などをまとめておりますが、詳細な被害調査を行った結果、現時点では住宅の床上浸水が 18 棟、床下浸水が 73 棟、非住家の一部損壊が 2 棟となっているほか、宅地被害が 28 か所となっております。

3 ページをお願いいたします。

5 の「道路の状況」の(1)通行止め路線についてであります、順次復旧工事を進めておりますが、現時点で番号に網掛けをしている 11 か所で通行止めが行われております。

4 ページをお願いいたします。

(2)道路等の被害状況についてですが、道路の被害としては路肩の法面崩落や路面洗掘など 112 か所となっております、(4)林道の被害では、8 か所で路面洗掘や路肩崩落などが発生しております。

(5)河川の被害は、31 か所で護岸の決壊などが発生しております。

6 の「農業被害」についてですが、(1)農作物への被害では、142.46 ヘクタールで土砂の流入等が確認されており、被害額は 4,731 万 7,000 円となっております。

5 ページをお願いいたします。

(3)農業施設等であり、被害が確認された箇所が 447 か所に上っており、被害額は 7 億 7,760 万円と試算しております。

8 の(2)児童福祉施設への被害では、あおぞらこども園において、法面の崩落が発生しております。

(3)スポーツ施設への被害では、ローラースキーコースにおいてコース脇の崩落が発生しております。

被害のあった施設のうち、現段階で補助災害復旧事業への申請を予定しているものにつきましては、道路で 8 か所、河川で 7 か所、農地で 17 か所、農業用施設で 44 か所、林道で 2 か所、合計

78 か所において申請を予定しており、被害額は合計で 10 億 6,970 万円となっております。

7 ページをお願いいたします。

12 の「公共交通」で J R 花輪線の状況と、13 の「その他」で秋田県地域振興局所管の被害状況を追記しております。

共通事項の報告は以上であります。

続きまして、委員会資料の 2 ページをお願いいたします。

項目の 1「令和 4 年度職員採用試験について」であります。第 1 期の一般事務職上級の最終合格者は、A 登録が 3 人、B 登録が 3 人という結果となりました。

なお、採用決定については、合格者を採用候補者名簿に登録し、本人への意思確認を基に A 登録者から成績順に採用を決定いたします。

また、先月 30 日を申込み期限としておりました、第 2 期の一般事務職初級につきましては、最終的に 24 人から応募がありましたが、一次試験を今月 18 日から 27 日までの間で、受験者が選択した試験方式により実施いたします。

次に、3 ページをお開き願います。

2 の市制施行 50 周年記念事業についてであります。

(1)「市制施行 50 周年記念式典・未来創造フォーラム」につきましては、10 月 22 日、土曜日に文化の杜交流館コモッセを会場に開催いたします。

第一部の記念式典では、鹿角市功労者等の表彰式、来賓祝辞のほか、10 年前の市制施行 40 周年記念事業として市民から募集いたしましたタイムカプセルを、50 周年記念式典で開封することにしておりましたので、式典の中でタイムカプセルの保管箱の開封を行います。

第二部では、「未来創造フォーラム」として、国際政治学者の三浦瑠麗氏から記念講演を行っていただいた後、パネルディスカッションを行う内容としております。

コーディネーターをフリーアナウンサーの椿田恵理子氏にお願いし、パネリストには、三浦瑠麗氏のほか、本市出身で京都先端科学大学名誉教授の坂本信雄氏、同じく本市出身で白鷗大学法学部教授の児玉博昭氏をお願いし、未来に向けたメッセージを中心とした内容でパネルディスカッションを行う予定としております。

なお、記念式典のご案内は、歴代の功労者をはじめ、これまで市勢発展にご尽力いただきました方々や、近隣市町村長などに送付する予定としており、明日以降、準備が整い次第、発送する予定としております。

また、第二部の未来創造フォーラムは、記念式典の招待者のほか、市民からも聴講いただく予定

で、現在準備を進めているところであります。

次の(2)の「海外友好交流都市との交流事業」につきましては、10月19日から22日までの4日間の日程で、ハンガリー国ショプロン市より、市長以下8名の行政訪問団が本市を訪れることとなりました。

滞在中は、歓迎レセプションや管内視察を通じ、本市への理解を深めていただくとともに、市制施行50周年記念式典にご出席いただくこととしております。

また、姉妹都市提携が20周年を迎えることから、長年の友好交流の節目の年をお祝いするとともに、これまで両市が築き上げてきた絆をより一層深め、交流のさらなる発展を図ってまいります。

(3)写真展につきましては、市制施行50周年記念事業として募集しておりましたフォトコンテストの作品及びメッセージフォト、また、本市が誕生した50年前のものを中心に昔を思い起こす写真を集めた写真展を、10月上旬から文化の杜交流館コモッセにおいて開催する予定としておりますので、委員の皆様も是非とも足をお運びくださいますようお願い申し上げます。

私からは以上でございますが、引き続き担当より説明をさせていただきます。

○館花委員長 政策企画課長。

○金澤政策企画課長 報告事項3の市民アンケートの結果について、私から説明いたします。

資料1をお願いいたします。

令和4年度市民アンケートは、第7次鹿角市総合計画の成果指標を把握するとともに、各施策のニーズ調査・把握を行うことを目的に実施したものです。

3ページをお願いいたします。

初めに実施概要です。設問数は、回答者の属性と自由記入を除き、10の設問で実施しました。

実施期間は5月30日から6月16日まで、対象は無作為に抽出した市民900人です。各自治会長などから配付をしていただき、回収は郵送回答のほか、今年度初めてインターネットによる回答を導入いたしました。これに伴いまして、職員による回収は取りやめております。

4ページをお願いします。

回収率は47.9%でした。職員による回収を廃止したことにより、大幅に回収率が低下したものの目標とした標本数の400人を超えております。

6ページをお願いします。

調査結果につきましては、調査の総括でご説明いたします。

初めに、1の「市の政策について」です。

今年度の調査から、各施策の効果が市民にどのように受け止められているか、満足度と重要度を

それぞれ5段階で評価する方法へと変更して、評価していただきました。

市が進めている取組に対する満足度として、最も高かったのは「ごみの適正処理と資源リサイクルの推進」で、環境問題への取組がより身近になったことに加えて、昨年度全戸配布されたごみの出し方パンフレットにより、分別やリサイクルに対する意識醸成が進んだことがその要因と捉えています。

2番目に多く選ばれたのは「心身の健康づくり」で、30歳未満における満足の割合が他の年代に比べて高いことから、コロナ禍でも運動や生活活動による健康の増進が図られたことが高く評価されています。

3番目に多く選ばれたのは「文化財の保存」で、大湯環状列石が世界文化遺産に登録されたことにより、史跡や文化財に対する注目が集まり、高い評価に繋がったものと捉えております。

4番目は「衛生的で良好な生活環境の確保」です。

水道が安定的に供給されていることや下水道等が普及しつつあり、水洗化の恩恵を受けられる機会が多くなったことが評価されています。

5番目は「火災や救急に対する体制の強化」で、迅速に対応できる組織体制が整い、コロナ禍でも消火活動や人命救助、救急出動などが通常どおり行われたことが評価されています。

同じく5番目の「防犯や交通安全の推進」は、交通安全運動や交通安全指導、防犯パトロールを通じて、交通安全意識や防犯意識が高揚したことに加え、消費生活相談の対応が浸透してきたことが評価に繋がっています。

7ページです。

今後のまちづくりに対する重要度についてであります。最も多くの方に選ばれたのは「適切な医療を受けられる体制の整備」で、産科医を望む意見が多く診療科の充実や毎日診察してもらえる医療体制づくりを望む意見も出されています。

2番目は「市民等の意欲のある就労・就農に対する支援」で、農業の後継者問題について若手就農者の確保と育成への支援が挙げられています。

3番目の「地域産業の成長に対する支援」では、若者が安定して働くための魅力ある企業を望む声のほか、農林業の高付加価値化による成長を期待する声があります。

4番目の「地域ぐるみの子育て支援の充実」では、所得制限の緩和や高校生の各種無償化など、子育てに関するさらなる経済的支援を望む意見が数多く出されました。

5番目は「子どもから青少年までの生きる力の育成」で、市の将来を若者に期待する声が数多くあり、若年層の成長を後押しする取組への期待が高まっています。

8 ページをお願いします。

満足度と重要度をスコアにし、その平均値を軸として、散布図によるクロス集計分析を行っています。

その中でも、散布図の右下側、満足度が低く、かつ重要度が高い項目は、市民が必要とし、積極的に推し進めてほしい取組と考えられます。

満足度の平均値を下回り、重要度の平均値を上回った項目は8項目で、「地域産業の成長に対する支援」、「市民等の意欲のある就労・就農に対する支援」、「市内外からの産業の担い手の確保」、「適切な医療を受けられる体制の整備」、「地域に合った公共交通手段の確保」、「販売重視型農業と6次産業化の推進」、「稼げる観光振興の推進」、「次世代産業の創出」でした。

今後は、これらの項目を中心に市民の満足度を向上させる取組を重点的に実施していく必要があります。

9 ページです。

2の「運動の実施状況について」です。

「週1回以上の頻度で運動する割合」は61.5%で、前年を8.7ポイント上回りました。主に行っている運動の内容をみると、ウォーキング・ランニングや筋トレ・体操などが全体の6割に及んでおり、コロナ禍により大勢が集まるスポーツイベントが中止される中、個人で実施できる運動にシフトしていることが分かります。

しかし、働き盛りといわれる40代の運動実施率が依然として低いことから、全年代で体を動かす機会が増加するよう、引き続き運動やスポーツ活動による健康づくりの意識の醸成に努めていきます。

次に、3の「テレフォン病院24事業について」であります。また、「テレフォン病院24事業の認知度」は29.2%となりました。

知った方法・手段として最も多かったのは「広報かづの」で、次いで「医療機関」、「ポスター・チラシ」の順となりました。今後は、最も認知度の低い若年層に向けて、より効果的な手法で周知していきます。

10 ページをお願いします。

次に、4の「芸術鑑賞について」であります。また、「1年間に芸術鑑賞に親しんだ割合」は26.5%で、前年度を3.5ポイント上回りました。コロナ禍前の割合まで戻っていないものの、徐々に回復傾向にあることがうかがえます。

また、芸術鑑賞した人のうち、コモッセの文化ホールで鑑賞した人の割合は79.0%で、前年を

9.7ポイント上回りました。コモッセでの芸術鑑賞が市民に根付いてきていることがうかがえます。

コロナ禍の影響により、文化ホールでのイベントなどの中止や延期が余儀なくされていますが、感染症対策を講じながら文化芸術活動が行われており、今後も引き続き、市民がさまざまな芸術に触れる機会の創出に努めていきます。

5の「コモッセの利用状況について」であります、「1年間にコモッセを利用した割合」は54.7%で、前年度を4.1ポイント上回りました。

利用しない理由として、「コロナ禍による自粛」のほか、「興味のあるイベントがない」などの意見が多く、コロナ禍の沈静化が期待される一方で、「用事がない」といった声もあることから、イベントの内容や情報発信の仕方を工夫しながら、多くの人に利用されるよう取り組んでいきます。

11ページです。

6の「鹿角きりたんぼFMについて」であります、「週1回以上の頻度できりたんぼFMを聴く割合」は39.7%となりました。また、時間帯については「6時～9時」と「9時～11時」の午前中に多く聴かれています。

きりたんぼFMでは「市からのお知らせ」を毎日3回、8時台・11時台・17時台に放送しており、重要な情報発信ツールとしております。今後も行政情報を効果的に発信する方法を検討していきます。

次に、7の「中心市街地について」であります、「中心市街地の生活環境に満足している割合」は55.9%で、前年度を2.1ポイント下回りました。不満と感ずる理由としては、買い物環境の魅力が減少していることや、賑わいが少ないことが挙げられています。

人口減少やネット通販の普及などに伴い、まちなかの商業機能は低下傾向にあります。

空き家への住み替え事業の推進など、緩やかにまちなかへ住む人を集めながら、商業、サービス業、情報関連産業などの集積や観光誘客などの取組を進めることで、中心市街地の満足度を向上させていきます。

12ページをお願いします。

8の「新型コロナウイルス感染症の影響について」であります、「新型コロナウイルス感染症の影響があった割合」は70.8%となりました。影響の内容としては、「外出・交流機会の減少」が最も多く、次いで「スポーツ・文化活動の減少」、「収入の減少」となっております。

市内経済を活性化させるために望まれる施策としては、「商店や飲食店などの消費喚起」が最も多く、次いで「雇用対策、テレワークなど新しい働き方への支援」、「県外・海外からの観光客の回復に向けた取組」と続いており、引き続き市民ニーズを捉え、これらの施策に力を入れていきます。

13 ページです。

9 の「カーボンニュートラルについて」であります、「鹿角市 2030 ゼロ・カーボンシティ宣言」の認知度は 32.3%となりました。

2030 年までにカーボンニュートラルを達成するためには、全市を挙げた取組が求められ、さらなる意識醸成を進めていくことが必要になります。

カーボンニュートラルで期待する取組については、「太陽光・風力・水力などにより生み出された電気の利用」が最も多く、次いで「リサイクルなどの資源循環への取り組み」となりました。

本市の特長である豊富な再生可能エネルギーの利活用を進めるとともに、市民に身近で効果を実感できる取組を進めていきます。

14 ページをお願いします。

最後に、10 の「まちの満足度について」であります。

第 7 次総合計画の各戦略目標を評価するため、現状について答えていただいております。

7 つの設問のうち、5 項目で満足度が基準値より低下しました。

コロナ禍の拡大や長期化が市民生活や地域経済に影響を及ぼしたこと、また、市の事業が縮小したことなどが満足度を下げたものと捉えています。

以上が、今年度の市民アンケートの実施結果であります。結果の公表・周知につきましては、広報 9 月号へ概要を掲載したほか、詳細となる報告書本体については市内図書館で公開するとともに、市ホームページへ掲出してあります。

以上で市民アンケートの実施結果についての説明を終わります。

○**館花委員長** 本田総務課付課長待遇。

○**本田総務課付課長待遇** 消防本部からは、4 の熱中症による救急搬送状況について報告いたします。

6 月から 8 月末までの熱中症による救急搬送件数は資料のとおり 7 件となっており、昨年と比較すると 6 件減少しております。

項目別では、高齢者男性の屋外における発生が多く、傷病程度につきましては、全て軽症でありました。

昨年は、35℃以上の猛暑日も連続して記録した大変暑い年でございましたが、今年は、猛暑日なかった気象条件や、高齢者に接する機会のある関係機関やご家族の声かけ等が熱中症を予防し、発生件数の減少につながったものと考えております。

消防本部では、今後も関係機関とともに、こまめな水分補給などの予防対策の周知を図ってまいります。

以上で報告を終わります。

○**館花委員長** 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、共通事項1の令和4年8月3日の大雨により被害状況等について及び共通事項2の令和4年8月9日からの大雨による被害状況等について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。安保委員。

○**安保委員** 今回の災害についてですけれども、市民の皆さんからは大変市役所職員の方が難儀して対応してくださり大変評価していると、皆さんから寄せられております。その一方で、罹災証明書ですけれども、高齢者が取りに行ったときになかなかハードルが高いと。簡素化できないかというような声が寄せられてきたんですけれども、現状はどうであったのでしょうか。

○**館花委員長** 総務課危機管理菅。

○**佐藤総務課危機管理監 兼 危機管理室長** 罹災証明書の申請ですけれども、どうしても申請書を提出していただく必要がありますことから、窓口の写真等を持って来ていただければ、すぐ発行する事務に取りかかれるんですけれども、写真等がない場合はそちらに出向いて、その場所の写真等を撮って調査して、その後罹災証明書を発行する流れで対応しておりました。

○**館花委員長** 安保委員。

○**安保委員** 市民から、こうしてほしいとか、ああしてほしい、これは難しいとかそういった要望はなかったですか。

○**館花委員長** 総務課危機管理菅。

○**佐藤総務課危機管理監 兼 危機管理室長** 写真を準備するのが難しいという意見が何件かございました。

○**館花委員長** 安保委員。

○**安保委員** 臨時広報ですけれども、復旧支援でいろいろ通知を出されているんですけれども、宅地の復旧支援が9月9日まで期限と載っているんですが、これは延長されたんですか。いろいろ市民の方から聞けば、申請が間に合わないとかの声が聞こえてきたので、延長はあったものかどうか。

○**館花委員長** 総務課危機管理菅。

○**佐藤総務課危機管理監 兼 危機管理室長** 宅地の復旧支援ですけれども、どうしても住家ということで、早期の復旧が必要であるのではないかとということで、申込み期限を当初9月9日に設定させていただきました。ただ、やはり復旧をする工事事業者のほうも手一杯で、なかなか見積書の提出の期限が難しいという相談が複数寄せられたことから、こちらの締切りを現在9月30日まで引

き延ばしておりました、相談があった場合は随時説明していくほか、ホームページでも周知を図っていく予定でございます。

○館花委員長 安保委員。

○安保委員 ということは、紙ベースでの配布はなかったということですか。知らない人もいると思うんだけど、その辺どうなんでしょうか。

○館花委員長 総務課危機管理菅。

○佐藤総務課危機管理監 兼 危機管理室長 実際、紙ベースでの配布には至っておりませんので、相談した方への電話対応ですとか、ホームページでの周知という状況でございます。（「なるほどね」の声あり）

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に、報告事項1の令和4年度職員採用試験について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に、報告事項2の市制施行50周年記念事業について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に、報告事項3の令和4年度市民アンケートの結果について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。栗山委員。

○栗山委員 基本的な回収率のお話ですけれども、前回70.9%、今回47.9%。先ほどの報告では、職員の回収をやめた結果、下がったけれども目標値は達成したと報告ありましたが、市のほうではこのアンケート結果を重要視していると思います。ならば、半数を切っているような回収率では、やはり数字は満足できるものは出てこないんじゃないかなと思います。回収率を上げるための何か今後策は施すのでしょうか。それとも、目標の数値は超えたのでこのままでよろしいという考え方でしょうか、お答えください。

○館花委員長 成田副主幹。

○成田政策企画課副主幹 兼 総合戦略室長 委員がおっしゃいますとおり、今回回収率が下がったのは大変残念に思っております。下がった年代で見ますと、やはり若い年代の方がどうしても回収率が低くなった傾向にありました。今回からウェブの回答を導入しましたが、ウェブだけを見ますと若い人の回答率が半数を超えておりましたので、今後はウェブの回答方法をより利用しやすい

方向に見直しを図って来年度に挑みたいと思っています。

○館花委員長 栗山委員。

○栗山委員 職員の方が回収しなくなったというのは、事情としてはやはり負担が大きかったという事だったのでしょうか。

○館花委員長 成田副主幹。

○成田政策企画課副主幹 兼 総合戦略室長 その観点もございましたが、第一には行政のデジタル化を進めたいということと、それからコロナ対策ということで、接触を減らしたいというところを考へて行ったものであります。

○館花委員長 栗山委員。

○栗山委員 いずれにしましても、20%以上回収率が下がったという事実は、少し重く受け止めていただければと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

○館花委員長 ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に、報告事項4の熱中症による救急搬送状況について質疑・ご意見等がございましたら発言願ひします。

○館花委員長 栗山委員。

○栗山委員 熱中症が少なくてよかったですと思いますが、65歳未満ということで3人と載っていますが、学校関連とかそういったものに関係した搬送件数はございましたでしょうか。

○館花委員長 本田総務課付課長待遇。

○本田総務課付課長待遇 今年の搬送件数に学校関係はございませぬでした。

○館花委員長 ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、所管事項の報告についてはこれで終わります。

【案 件】 付託事件の審査について

○館花委員長 次に案件に入り、(1)付託事件の審査を行います。

初めに、議案第43号「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○守田総務課長 議案第43号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由ですが、人事院規則の改正に鑑み、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため条

例を改正するものです。

10 ページをお願いします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）です。

主な改正の内容は、非常勤職員が育児休業を取得する際の要件を緩和するなど、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するものです。

第2条は、育児休業をすることができない職員に関する規定ですが、現行の第3号アにおいて、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、養育する子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない場合に、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、子の出生日から起算して57日と6か月を経過する日までに取得要件を緩和します。

同じく第3号イ、次のページとなりますが（ア）と（イ）は、現行第3号イ及びウの条文をそれぞれ整理したものです。

そのまま11ページから12ページをご覧ください。

第2条の3は、非常勤職員の育児休業の対象期間について、子が1歳に達する日から1歳6か月に達する日までとする要件に関する規定ですが、第3号において、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備します。

13ページ、14ページを続けてご覧ください。

第2条の4は、非常勤職員の育児休業の対象期間について、子が1歳6か月に達する日から2歳に達する日までとする要件に関する規定ですが、第3号において、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備します。

15ページをお願いします。

第3条は、再度の育児休業をすることができる特別の事情に関する規定ですが、現行の第5号に規定している育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除し、第6号と第7号を1号ずつ繰り上げ、第7号として、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備します。

第3条の2は、今回の育児休業法の改正に伴い、子の3歳の誕生日の前日までに育児休業を原則2回まで取得可能となりましたが、これとは別に、子の出生日から人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間以内にする育児休業を、産後パパ育休として2回まで取得可能となったことを受け、同条において取得期間を出生日から57日間と定めます。

16ページをお願いします。

第10条は、育児短時間勤務の職員が育児短時間勤務の終了日翌日から1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情に関する規定ですが、第6号中の字句を訂正するものです。

附則ですが、第1項でこの条例の施行期日は令和4年10月1日からとし、第2項で経過措置として、この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る）及び第10条（第6号に係る部分に限る）の規定の適用については、なお従前の例によるものとします。

説明は以上です。

○**館花委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。栗山委員。

○**栗山委員** この条例改正案は、国もしくは、ほか地域のものに準じたものであるのか。もしくは、鹿角市独自の部分がありましたらご説明をお願いします。

○**館花委員長** 黒沢政策監。

○**黒沢総務課政策監 兼 職員班長** あくまでも人事院規則の改正ということで、これは基本的で特にこれに市独自のというのはありません。

○**館花委員長** 栗山委員。

○**栗山委員** 育児休暇を取るためには、こういったルールの改正もあるんでしょうが、人員配置の問題があると思います。鹿角市は育児休業が十分取りやすいような人的余裕があるのか、もしくは休んだ場合の補充の体制とか、そこいら辺はどのような形になっているかお聞かせください。

○**館花委員長** 黒沢政策監。

○**黒沢総務課政策監 兼 職員班長** 各部署等の配置につきましては、市の適正化計画に基づいて職員の配置、または新たな職員の採用とか行っております。そういった中で育児休業とか取得の際は、こちらのほうは積極的に取ってほしいことは当然促しておりますし、それに対する欠員に関しては、その部署等と協議しながら、会計年度任用職員の配置とか適宜行っているところです。

○**館花委員長** 他にございませんか。中山委員。

○**中山委員** この第2条に、非常勤職員以外の非常勤職員とありますよね。これ具体的に市役所の職種でいけば、どういう人方になって、何人くらいいるんですかね。

○**館花委員長** 総務課長。

○**守田総務課長** 国等の規定、法律等の規定に合わせて非常勤職員という表現にしておりますが、市では会計年度任用職員がこれに当たります。その人数ですけれども、ちょっと変動がございますけ

れども大体 120 人くらいです。

○館花委員長 中山委員。

○中山委員 そういふ人方の育児休業の取れる期間が 1 年 6 か月ということですが、職員とどう違うのか、その辺分かったら教えてください。

○館花委員長 黒沢政策監。

○黒沢総務課政策監 兼 職員班長 基本的に取得に関して、正職員と会計年度任用職員の違いはなくなっております。子供が 1 歳 6 か月に達する時点、それ以降もこちらのほうで勤務するという条件でこの育児休業が取れますし、さらに今回のこの改正によって 57 日、産後 8 週間なんですけれども新たな制度になっていまして、ここが分割で 2 回取れるようになったんですけれども、ここに関しては、先ほどの 1 歳 6 か月からさらに緩和されてここで取る場合は 57 日後、6 か月以降勤務が継続されるのであれば取得可能ということで、ちょっと分かりにくいんですけれども緩和されているということです。

○館花委員長 中山委員。

○中山委員 他県の育児休暇とかの話聞いて、ほかは 3 か年とかそういう話も聞いたりするけれども、そこら辺の違いって何かあるんでしょうか。ちょっと分からなくて。

○館花委員長 黒沢政策監。

○黒沢総務課政策監 兼 職員班長 基本的に、今回の改正には関係はしないんですけれども、正職員に関しましては、子供が 3 歳になるまで、育児休業を取得することが職員の希望によって可能となっています。会計年度任用職員に関しては、正職員と違いまして子供が 2 歳まで、例えば保育園に入れないとか、いろいろな条件があるんですけれども 2 歳までは育児休業を取ることが可能となっております。

○館花委員長 中山委員。

○中山委員 3 か年取って、その間にまた子供が生まれた場合に、3 か年プラス 3 か年取れるということですか。

○館花委員長 黒沢政策監。

○黒沢総務課政策監 兼 職員班長 子供が生まれたことに対してのことですので、その後希望すれば継続してということになります。

○館花委員長 中山委員。

○中山委員 二子目が生まれたときは、その二子目が 3 か年になるまではいいですよ、ということですか。

○館花委員長 黒沢政策監。

○黒沢総務課政策監 兼 職員班長 そのとおりです。

○館花委員長 ほかにございませんか。戸田委員。

○戸田委員 関連して。

会計年度任用職員、まあ市の職員と一緒に期間というそういう期間なんでしょうけれども、会計年度任用職員のその間の給料、収入は保障されるものなんですか。

○館花委員長 黒沢政策監。

○黒沢総務課政策監 兼 職員班長 育児休業は無給になるんですが、雇用保険のほうから育児休業に対する保障があります。最初の180日目までは給与の67%、181日目からは若干下がりますして半分の50%ということでありまして。（「分かりました、ありがとうございます」の声あり）

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第43号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、議案第43号については、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第44号「鹿角市職員の退職管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○守田総務課長 議案第44号鹿角市職員の退職管理に関する条例の制定についてであります。

提案理由であります。地方公務員法第38条の2第8項等の規定に基づき、元職員による働きかけ規制の円滑な実施及び退職管理の適正化を図るため、条例を制定するものです。

18ページをお願いします。

鹿角市職員の退職管理に関する条例（案）です。

第1条は、制定の趣旨ですが、地方公務員法の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条は、再就職者による依頼等の規制について、地方公務員法に定めるもののほか、離職した

日の5年前の日より前に、市の政策監及び課長級に就いていた職員は、離職後、当該管理職として就いていた部署の現職職員に契約等事務の働きかけをしてはならないことを規定するものです。

第3条は、任命権者への届け出について、元職員による働きかけの規制を円滑に実施するため、離職者に再就職の情報を届け出させることに関して、離職後2年間は規則の定めるところにより、氏名・生年月日・離職時の職・離職日・再就職日・再就職先の名称・再就職先の業務内容・再就職先における地位により、届出を義務付けることとしております。

第4条は、報告及び公表について、第1項では、任命権者は第3条の規定による届出を受けた事項について市長に報告しなければならないこと。第2項では、市長は毎年度、その報告を取りまとめ、規則で定める事項、氏名・離職時の職・離職日・再就職日・再就職先の名称・再就職先における地位を、公表することを定めるものです。

第5条は、過料について、第3条による届出をせず、又は虚偽の届出をしたものは、10万円以下の過料に処することを定めるものです。

19ページをお願いします。

第6条は、この条例のほか必要な事項は、規則への委任することについて定めるものです。

附則として、この条例は令和4年10月1日から施行するものであります。

以上で議案第44号の説明を終わります。

○**館花委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。中山委員。

○**中山委員** この条例ですけれども、規則で定めるものというのが結構出てくるんですね。その規則というのは、地方公務員法の施行規則とか、市独自の規則とかなんでしょうか。もし市独自の規則であれば、今回参考までに規則の写しでも、つけてもらったほうが。規則に定めるが、何の規則で定まっているのか分からないので。その辺どう思いますか。

○**館花委員長** 黒沢政策監。

○**黒沢総務課政策監 兼 職員班長** 規則に関しては、鹿角市職員退職管理に関する規則ということで以前からありまして、地方公務員法に基づいて規則を定めております。今回この、退職管理に関する条例を制定するにあたり、基本規則の通達分の改正をかけるんですが、先ほど課長の説明にもありましたように、例えば市の独自のところと言いますと、地方公務員法でいきますと、働きかけてはいけないというのが通常の公務員の退職者、さらにその5年前に管理職に就いている方、これが部長とか次長に当たるんですけれども、市独自としましては、課長または政策監、いわゆる管理職の部分も広げるというところで規則に定めております。

- 館花委員長** 中山委員。
- 中山委員** あと中に、退職手当通算予定職員とあるんだけど、これはどういう職員ですか。
- 館花委員長** 総務課長。
- 守田総務課長** 退職手当通算職員につきましては、一番身近な例では、広域行政組合へ派遣になった職員など、職員がほかの団体に所属して戻ってきた場合がこれに該当すると考えられます。
- 館花委員長** 中山委員。
- 中山委員** 例えば第三セクターに行ったりとか、また戻って来たりとかそういう通算、いわゆる市の職員のまま異動したとかそういう関係ですか。
- 館花委員長** 総務課長。
- 守田総務課長** 職員の身分を有したままほかの団体に行った場合ということが、これに該当するものです。
- 館花委員長** 中山委員。
- 中山委員** 第4条に任命権者とあるんですが、これは行政組合とかそういうところの長が市長に報告するということですか。市長の場合は、自分のことだから報告しなくてもいいとか、そういう話ですか。その辺ちょっと教えてください。
- 館花委員長** 総務課長。
- 守田総務課長** 任命権者につきましては各行政委員会ごとに、例えば教育委員会であれば教育委員会が任命権者となりますので、そうした任命権者が市長に報告して、市長部局と併せてこちらで取りまとめるということになります。
- 館花委員長** 栗山委員。
- 栗山委員** この条例の内容を決めるに当たり、専門家もしくはその他の方と相談されて決めたのか、それとも、どこかしらに見本的なものがあって決められたのか。抜け道があってはいけないと思うのですが、そういった専門家などもアドバイスに入って決められたのか、その辺をお願いします。
- 館花委員長** 黒沢政策監。
- 黒沢総務課政策監 兼 職員班長** 条例制定に当たりましては、公務員法で制定することができるとなっておりますけれども、それを踏まえまして、参考となる県内の市町等の条例を参考に行っております。中身に関しましては、それらも参考にしながら市の中で法令審査会等がありまして、こちらの方で精査して決定しております。
- 館花委員長** 栗山委員。

○栗山委員 その審査会というのは内部の、市の中の組織でしょうか。

○館花委員長 黒沢政策監。

○黒沢総務課政策監 兼 職員班長 内部の審査会になります。

○館花委員長 栗山委員。

○栗山委員 そうするとチェックするのは、私たちということになるんですね。では、もうちょっと時間をください。

○館花委員長 この際、暫時、副委員長と交代いたします。

○宮野委員 それでは暫時、委員長の職務を行います。

質疑を行います。館花委員。

○館花委員長 第3条の文言なのですが、2行目。1行目の「管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者」の後に括弧書きがありまして、括弧閉じの次にまた、「であった者であって」となっておりますが、最初の括弧書きの前の「職員であった者」、次の「であった者」は必要がないんじゃないかなと思うのですが、これについてはどうでしょうか。

○館花委員長 黒沢政策監。

○黒沢総務課政策監 兼 職員班長 第3条の「規則で定めるものに就いている職員であった者」、これが文章でいきますと、4行目に続きます。（「4行目——」の声あり）「職員であった者は、離職後2年間」ということで括弧書きが多くて見にくいんですけども、「であった者であった者」ではなくて、「であった者」の次は、4行目の「は、」に続きますのでお願いします。

○宮野委員 館花委員。

○館花委員長 ちょっとこれは、読み解くのは難問なのかなと思いました。

○宮野委員 暫時休憩します。

午前11時01分 休憩

○

午前11時04分 再開

○宮野委員 休憩前に引き続き会議を再開します。

委員長と交代いたします。

○館花委員長 栗山委員。

○栗山委員 市長の公表とありますが、公表の仕方はどういった形になっていきますでしょうか。

○館花委員長 黒沢政策監。

○黒沢総務課政策監 兼 職員班長 市ではホームページでの公表を考えています。

○館花委員長 栗山委員。

○栗山委員 離職後 2 年間というのが出てくるんですけども、それ以降は取りあえず何もなしという考え方でよろしいのでしょうか。

○館花委員長 黒沢政策監。

○黒沢総務課政策監 兼 職員班長 離職後 2 年間ということにしております。

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 44 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、議案第 44 号については、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 45 号「令和 4 年度鹿角市一般会計補正予算（第 9 号）中、条文、歳入 14 款国庫支出金以降全款、歳出 2 款 1 項総務管理費、13 款予備費」を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、順次質疑を受けてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。財政課長。

○相川財政課長 それでは、議案第 45 号令和 4 年度一般会計補正予算（第 9 号）の条文及び歳入について説明いたします。

補正予算書の 4 ページになります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 5,164 万 6,000 円を追加し、総額をそれぞれ 188 億 1,082 万 2,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

10 ページをお願いします。

2 歳入です。

14 款 2 項 5 目 1 節教育総務費補助金の学校保健特別対策事業費補助金 46 万 7,000 円は、新型コロナウイルス感染症対策として、補助率 2 分の 1 以内で交付されるもので、それぞれ各小・中学校の消毒液等の購入経費に充当します。

15 款 2 項 5 目 2 節農業費補助金の園芸用燃油高騰緊急支援事業費補助金 534 万円は、燃油高騰による施設園芸等農業者の負担軽減を図るため、生産性向上に向けた取組等を支援するもので、歳出予算に対応して追加します。

同じく、4 節林業費補助金の鳥獣被害防止総合対策交付金 100 万円は、有害鳥獣による人身被害や農作物等への被害防止に係る駆除経費等に対して交付されるもので、歳出予算に対応して追加します。

18 款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金 3,639 万 8,000 円の減ですが、財源調整により減額いたします。

11 ページをお願いします。

20 款 5 項 5 目 1 節雑入の建物等移設補償金 327 万 8,000 円は、道路拡幅工事に伴う光ファイバーケーブルの移設補償金、福祉プラザ指定管理料精算金 6 万 8,000 円と、認可保育園指定管理料等精算金 1 億 1,176 万 3,000 円は、令和 3 年度指定管理料等の精算金となります。

以上で歳入の説明を終わります。

○館花委員長 総務課長。

○守田総務課長 12 ページをお願いします。

3 の歳出です。

2 款 1 項 1 目一般管理費の 0105 総務管理費 309 万 1,000 円は、地域の要望に応え、休止中の時報チャイム放送を再開するため、大湯温泉総合振興プラザの屋外放送設備等の改修工事費を計上します。

3 目職員管理費の 0105 人事管理費 5 万 5,000 円は、鹿角市官製談合再発防止対策委員会からの提言等を踏まえ、新たに市役所外部に設置する公益通報窓口の業務委託料を計上します。

6 目財産管理費の 0105 市有財産管理費 93 万 5,000 円は、固定資産台帳の更新業務の最適化を図るため、支援業務委託料を追加します。

7 目企画費の 0550 定住促進事業 29 万円は、移住者の引越し経費の一部を支援する、ふるさとライフ引越し支援補助金について、当初計上した予算が不足する見込みであることから、今後の移住希望者に対応するため補助金を追加します。

8 目地域情報化推進対策費 245 万 4,000 円は、地デジ施設の修繕料のほか、道路改良や電柱の老朽化更新等に対応して、移設が必要になった光ケーブルの移設工事負担金を追加します。

9 目情報管理費の 0105 電算管理費 29 万 7,000 円は、地方単独事業の決算情報の細分化に対応するため、財務会計システムの改修委託料を追加します。

12 目契約検査費の 0105 契約検査事務費 336 万 6,000 円は、鹿角市官製談合再発防止対策委員会からの提言等を踏まえた関連経費を追加するもので、市が発注する建設工事等に係る入札及び契約手続きの運用状況等の監視を目的とした（仮称）鹿角市公正入札推進委員会の設置経費や、低入札価格調査制度を導入するため、県の電子入札システムの利用負担金を追加します。

13 ページをお願いします。

13 目諸費 0110 返還金 128 万 7,000 円は、令和 3 年度の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の実績確定に伴い国庫補助金を返還するものです。

17 ページをお願いいたします。

13 款 1 項 1 目予備費は、今後の緊急的な対応に備えて 1,000 万円を追加します。

以上で一般会計補正予算第 9 号の説明を終わります。

○**館花委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、条文及び歳入 14 款国庫支出金以降全款について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。戸田委員。

○**戸田委員** 20 款諸収入の認可保育園指定管理料等精算金 1 億 1,176 万 3,000 円の理由、どうしてこんな金額になるのか教えてください。

○**館花委員長** 工藤副主幹。

○**工藤財政課副主幹 兼 財政班長** 認可保育園指定管理料等精算金ですが、毎年この時期に予算計上しております。年度内の精算が本来であるのですが、その取りまとめに関して会計士の確認等ありまして、この時期になっております。主な理由といたしましては、認可保育園それから児童クラブ、ハニーハイムかづのなどの単年度の指定管理料等の精算になりますが、主に人件費におきまして普通退職職員及び産休・育休の代替職員の確保ができなかったことによる人件費の不用額や、園児の減少に伴いまして給食費の不用額、それからコロナ禍によりまして事業の廃止・縮小及び中止、リモートへの切替えなどによる不用額が出ております。ちなみに令和 3 年度賃金の産休・育休については 13 人程いたということで、それらも計算に入れ込んで精算しております。（「ありがとうございます」の声あり）

○**館花委員長** ほかにございませんか。中山委員。

○**中山委員** 18 款の繰入金、財政調整基金のほうが 3,600 万円程返しているわけですがけれども、その前に災害で 3 億 6,000 万円出ているわけですよ。結構出たり入ったりしていますけれども、現在幾らあるのか教えてください。

○**館花委員長** 工藤副主幹。

○工藤財政課副主幹 兼 財政班長 9月補正後の残高につきましては、財政調整基金で約14億9,500万円の残高となっております。令和3年度末から大分減少している状況ですが、交付税の確定ですとか前年度繰越金の計上、災害に対する国庫補助金や起債の充当によりまして、できるだけ復元を図りたいと思っております。

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に歳出2款1項総務管理費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。栗山委員。

○栗山委員 12ページ、職員管理費コードナンバー0105 公益通報外部窓口業務委託料ですが、委託先はどういったところなんですか。

○館花委員長 黒沢政策監。

○黒沢総務課政策監 兼 職員班長 情報の公募で公正・中立化を図るということで、弁護士を想定しています。

○館花委員長 栗山委員。

○栗山委員 例えば地元であったりとか、県内の個人ということでしょうか。

○館花委員長 黒沢政策監。

○黒沢総務課政策監 兼 職員班長 今回の予算要求に当たりまして、秋田県弁護士会に相談させてもらいまして、そちらを通して積算をしております。

○館花委員長 栗山委員。

○栗山委員 官製談合に関する市の対策の一つだと思いますが、窓口の受付内容には例えばパワハラであったりとか、セクハラであったりとか、その他もろもろの対応もできるといった窓口でしょうか。それとも、あくまでも今回の事件に関する、受入れ窓口になってますでしょうか。

○館花委員長 黒沢政策監。

○黒沢総務課政策監 兼 職員班長 通常の窓口は総務課にありまして、それ以外の今回の第三者委員会の一見を踏まえての外部の窓口の設置ですけれども、窓口ですので相談内容・通報内容に関しては広く受け付けることになります。その内容を確認しまして、調査に値する内容なのか違うのか判断して対応する形となっております。

○館花委員長 中山委員。

○中山委員 一般管理費のコード0105、0305。総務管理費と庁舎管理費の工事が2つあるんですけども、どこなのかちょっと教えてください。

○**館花委員長** 似鳥政策監。

○**似鳥総務課政策監 兼 行政班長** 0105 総務管理費の施設改修工事費につきましては、大湯温泉総合振興プラザの放送設備の改修であります。内容としましては、令和 2 年度に機器の不具合が生じ、チャイムを放送できておりませんでしたので、議会での要望や地域の要望に応えまして、チャイム以外にも、地区の祭りなど、コミュニティの活性化のために活用されているほか、温泉地の雰囲気づくりのためにも生かしていきたいといった要望がありましたので、それに応じて改修するものであります。

その下の庁舎管理費の施設改修工事費につきましては、庁舎の空調設備のモーターを更新するもので、建設から 37 年経過している中で、このモーター本体の部分に関しては更新できておりませんでした。近年は、不具合が散見され、応急対応を行ってまいりましたが、今回更新が必要となったものであります。（「分かりました」の声あり）

○**館花委員長** 宮野委員。

○**宮野委員** 今回の予算計上で大湯のチャイムが復活すると。昨日も話してただけど、この議会が終われば修理に入るということで、そうすればいつ頃から鳴るようになるのかな。

○**館花委員長** 似鳥政策監。

○**似鳥総務課政策監 兼 行政班長** 議決いただいた後に入札手続を行いまして、工事契約後に、実際にメーカーのほうに発注する期間等を要しますので、チャイムの再開は、年末から年初めにかけてになるというスケジュールを設定しております。

○**館花委員長** 栗山委員。

○**栗山委員** 12 ページ、企画費のコードナンバー0550 ふるさとライフ引越し支援補助金。これまでの実績数とどれくらいを見込んだ数字なのか教えてください。

○**館花委員長** 児玉副主幹。

○**児玉政策企画課副主幹 兼 鹿角ライフ促進班長** 今回の引越し補助金の補正につきましては、実績数ということで、6 月末で 10 件の実績がございます。また、移住時期は未定であるものの、相談等により確約があったものが、そのほかに 4 件ありましたので、14 件分は見込むことができますが、これまでの実績を基にいたしまして、年間大体 25 件を想定しております。ですので不足分として 11 件分を今回補正として上げさせていただいております。

○**館花委員長** ほかにございませんか。戸田委員。

○**戸田委員** 同じ 12 ページの一番下の契約検査費なんですけれども、あと 13 ページにわたるんですけれども、これは今の官製談合の件に関わる電子入札の部分だと思うんですけれども、今回そう

いう面では入札を精査するということになると思うんですけども、これって従来の電子入札の範囲を広げると、秋田県のシステムを使って行くとかそういうことなんですか。

○館花委員長 総務部検査官。

○金田一総務部検査官 兼 契約検査室長 電子入札につきましては、県のほうでも市町村に推進する方向でありまして、25 市町村中 13 市町村が電子入札のシステムを使用していると把握しております。

○館花委員長 戸田委員。

○戸田委員 鹿角市は電子入札されていますよね、県のシステムを使って。

○館花委員長 総務部検査官。

○金田一総務部検査官 兼 契約検査室長 鹿角市においても、システムを利用しております。

○館花委員長 戸田委員。

○戸田委員 今回、追加の予算をみたってということは、従来の電子入札の範囲をもうちょっと広げるという捉え方でよろしいんですよね。

○館花委員長 総務部検査官。

○金田一総務部検査官 兼 契約検査室長 補足させていただきますけれども、電子入札自体は既に運用してきているんですが、今回の検討委員会から提言された最低制限価格制度、それから低入札価格調査制度の部分の指摘を受けまして、低入札価格調査制度のほうを電子入札の中で、運用対象を拡大していくということでの経費の要求となっております。

○館花委員長 戸田委員。

○戸田委員 ということは、これまでの範囲を広げて、例えば工事関係以外の設備関係の分とかございますよね。これは一切なくなるということで、全部県のほうへ移行するということですか。

○館花委員長 総務部検査官。

○金田一総務部検査官 兼 契約検査室長 繰り返しになりますけれども、今回の要求は低入札価格調査制度について運用できるようにシステム改修を行うもので、委員が聞かれている電子入札の対象としては、これまで一定金額以上の工事とか、それから建設コンサルタント業務、業者もシステムの準備が必要ですので、従来どおり対応してまいります。

○館花委員長 戸田委員。

○戸田委員 分かりました。ということは、入札が適正なのか検査するという捉え方でよろしいわけですか。

○館花委員長 総務部検査官。

○金田一総務部検査官 兼 契約検査室長 低入札価格調査制度の説明になるんですけれども、これまで最低制限価格がありましたので、それを 1 円でも下回れば無効という判断になるんですけれども、今後低入札価格調査制度を運用することになれば、基準価格と言うんですけれども、それを下回った場合でもさらにもう一步審査を行いまして有効・無効の判断をしまいと、そういう方向になります。

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に 13 款予備費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 45 号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、議案第 45 号中、当常任委員会所管の補正予算については、原案のとおり可決すべきものと決します。

以上で、当常任委員会に付託されました案件についての審査は終了いたしました。

次に、(2)その他に入ります。

委員の皆さん及び当局から、何かございましたら発言願います。総務課長。

○守田総務課長 私から、本日現在で取りまとめております、総務部関連の 9 月定例会追加提出予定議案について、資料 2 の議案目録案を基に説明をいたします。

9 月定例会最終日提出予定議案は、報告 2 件、議案 3 件、認定 4 件の計 9 件を予定しております。

それでは、総務部関連の議案について説明をいたします。

議案目録 1 つ目と 2 つ目の報告 2 件は、令和 3 年度鹿角市健全化判断比率についてと、令和 3 年度資金不足比率について報告するものです。

次に、監査委員の選任については、監査委員の一人が令和 4 年 9 月 30 日をもって退職し、委員

が欠員となるため新たに選任するものです。

議案目録の上から5つ目の一般会計補正予算第10号は、今回の大雨災害に係る復旧工事費や新型コロナウイルスのワクチン接種経費等の追加を内容とする補正予算の提案を予定しております。

その下、認定4件は、令和3年度一般会計及び特別会計3件のそれぞれ歳入歳出決算認定についてであります。

以上で、説明を終わります。

○館花委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、そのほか委員の皆様からは発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、その他についてはこれで終わります。

ここでお諮りいたします。

本日審査いたしました案件についての委員長報告書の作成についてであります。私と副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、そのようにさせていただきます。

次に、当常任委員会の閉会中の審査事件につきましては、「市総合計画の推進について」とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、そのように私から議長に申出をいたしますので、ご了承願います。

【閉 会】

○館花委員長 以上をもちまして、本日予定いたしました事項の協議は全て終了いたしました。

当局におかれましては、ただいま出されました要望・意見等について十分検討され、それぞれ措置願いたいと思います。

ここで、委員の皆様にご連絡いたします。

この後、管内視察並びに行政視察に係る協議を行いますので、そのままお待ちくださるようお願いいたします。

それでは、ただいまの時刻をもちまして、総務財政常任委員会を閉会いたします。

なお、明日の会議は休会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前 11 時 31 分 閉会